

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

及び許可の基準

道路や河川などの公共施設は、景観を構成する要素の一つであり、地域のシンボルとなりうるものである。よって、良好な景観の形成を進めるにあたり、これら公共施設が景観に与える影響は大きく、整備にあたっては、本景観計画に基づき、景観づくりの先導的な役割を果たすように努める必要がある。

したがって、良好な景観形成を図るうえで重要なものについて、景観重要公共施設*に位置付け、必要な整備方針を定めるものとする。

河川

A．景観重要公共施設*の名称

「二級河川加治川(主要地方道新潟新発田村上線紫雲寺橋から羽越本線JR鉄橋までの間)」
「準用河川*新発田川(主要地方道新発田停車場線住吉橋から赤沼川の分岐点(越流堰)までの間)」

B．景観重要公共施設*の整備に関する方針

新たに整備を行う場合は、次の事項に配慮する。

河川護岸は、できる限り自然素材などを用いるとともに、親水性のある形態*となるように配慮する。

河川敷等に建築物や工作物を設置する場合は、その形態*について、対岸からの眺望に配慮し、できる限り長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観の形成に配慮する。また、色彩*については、周辺の自然景観と調和した色彩*を基調とする。

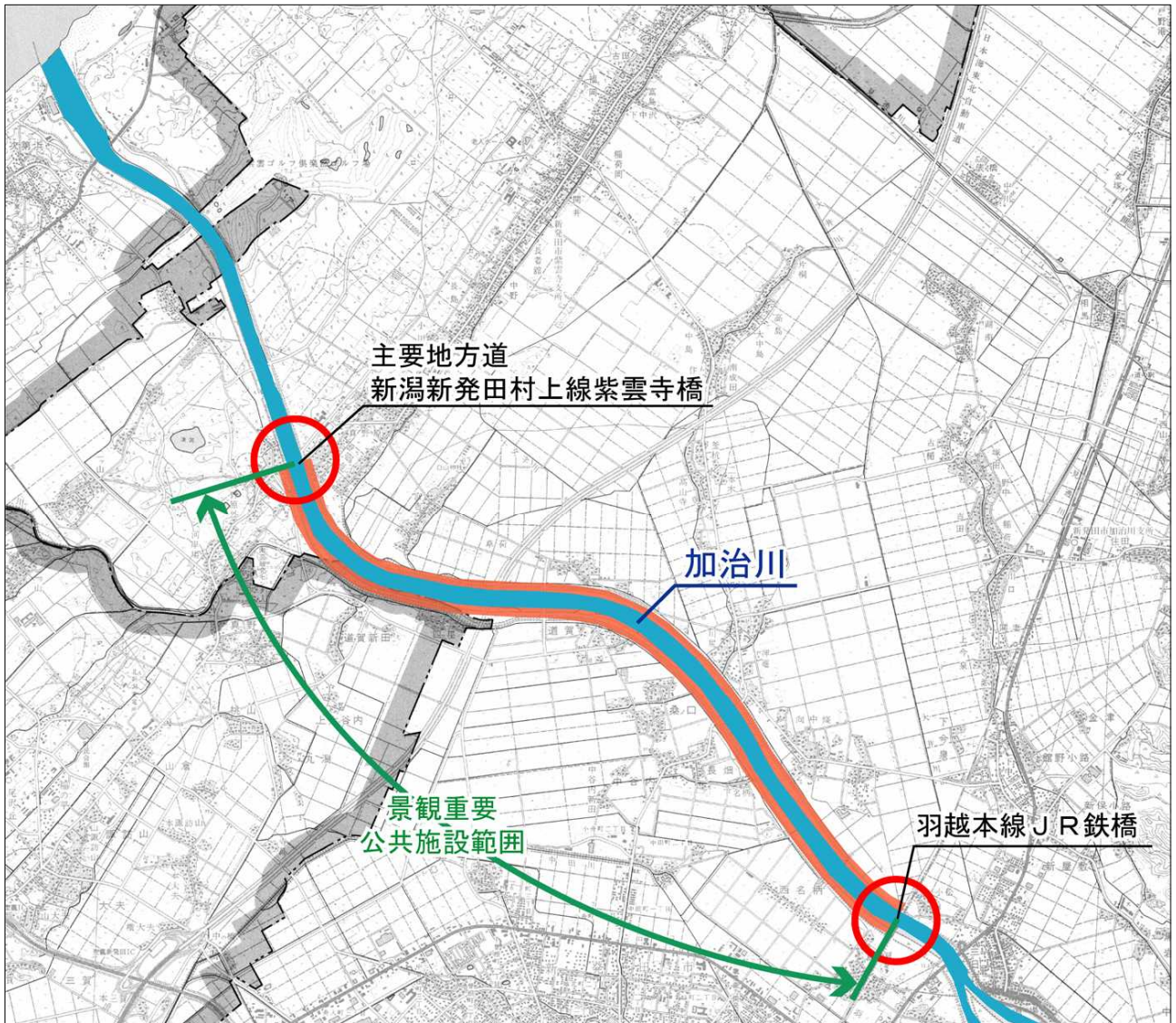
河川における橋梁の色彩*は、落ち着いた色彩*を基調とするなど、季節などによって変化する水面の色彩*や川原の緑などが美しく際立つように配慮する。

C．河川法第24条又は第26条第1項(第100条第1項において準用する場合を含む)の許可の基準

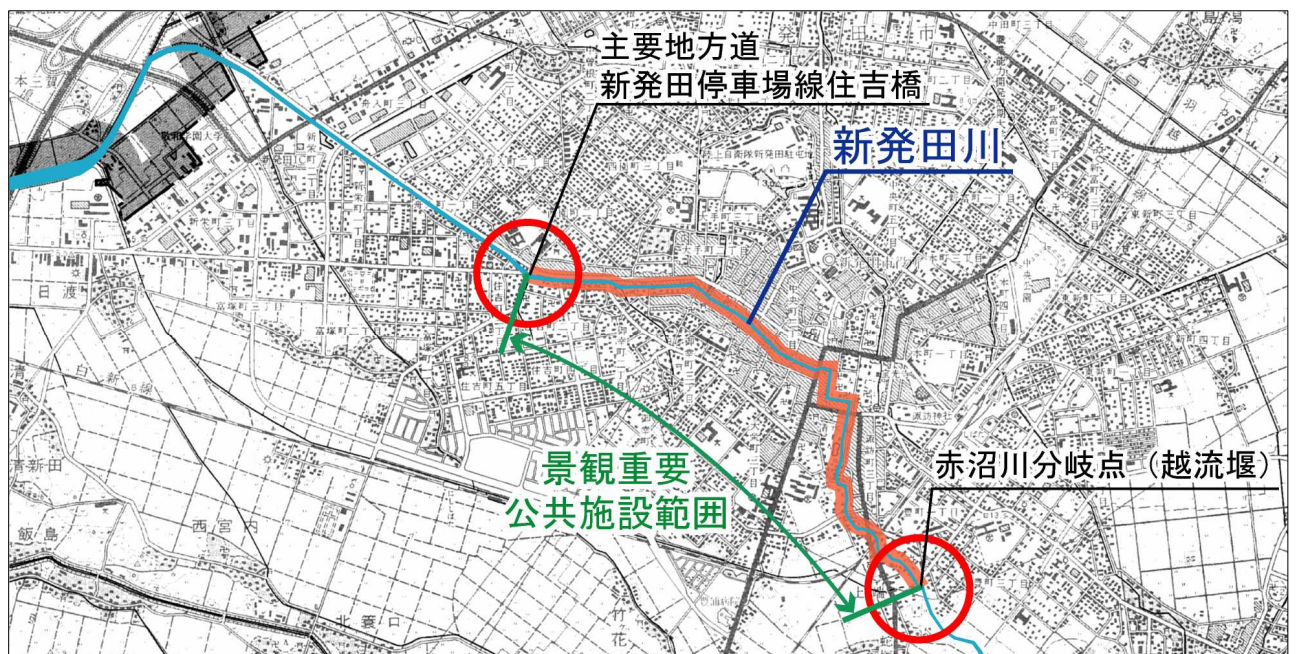
景観重要河川内において、河川区域内の土地の占用等の許可を行う場合は、次の事項に配慮する。

河川敷等に建築物や工作物を設置する場合は、その形態*について、対岸からの眺望に配慮し、できる限り長大な壁面は避け、開放感と広がりのある景観の形成に配慮する。また、色彩*については、周辺の自然景観と調和した色彩*を基調とする。

河川における橋梁の色彩*は、落ち着いた色彩*を基調とするなど、季節などによって変化する水面の色彩*や川原の緑などが美しく際立つように配慮する。



二級河川加治川における景観重要公共施設*位置図



準河川*新発田川における景観重要公共施設*位置図

道路

A．景観重要公共施設*の名称

「歴史景観重要道路*」

B．景観重要公共施設*の整備に関する方針

新たに整備を行う場合は、次の事項に配慮する。

品格ある道とするため、城下町の風情を感じられるように配慮するとともに、電線類の地中化や緑化にできるだけ配慮する。

道路付属物を設ける場合は、魅力ある歴史的景観を阻害しないように華美な意匠*を避ける。歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。

C．道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

景観重要道路内において、公衆電話などの工作物の道路占用の許可を行う場合は、次の事項に配慮する。

工作物は、街角やアイ・ストップ*、その他景観形成上重要な位置に設置しない。また、標識やサイン等の認知を妨げない位置とする。

工作物の色彩*は、道路の仕上げや沿道の建築物、標識やサインなどと調和し、各エリアにおける色彩*制限の範囲とする。